

下水道使用料の改定に関する検討報告書
(審議経過及び検討結果)

令和8年3月18日

蓮田市上下水道事業審議会

— 目 次 —

1	はじめに	・・・ P1
2	使用料改定の必要性についての検証	
	(1) 経営戦略の策定	・・・ P1
	(2) 前回の改定	・・・ P1
	(3) 財政上の課題解決へ向けた取り組み	・・・ P1
3	現状の分析	
	(1) 蓮田市の下水道における件別使用水量の現状	・・・ P2
	(2) 現行の使用料における水量別単価と収入の現状	・・・ P3
4	新使用料体系の方向性	
	(1) 使用料改定の基本指針	・・・ P4
	(2) 費用の内訳とそれに対応する基本使用料の設定	・・・ P5
5	使用料体系の検討と議論の経緯	・・・ P6
6	改定時期	・・・ P17
7	付帯意見	・・・ P17
8	結びに	・・・ P17

1 はじめに

蓮田市上下水道事業審議会は下水道使用料改定に関する市長からの諮問を受けて、令和8年3月18日に答申書を出しました。

本報告書は、答申書に記載できなかった審議の経緯や意見をまとめたものです。

2 使用料改定の必要性についての検証

(1) 経営戦略の策定

蓮田市下水道事業では、令和7年3月に蓮田市下水道事業経営戦略を策定しています。

この中では事業の現状と課題を整理するとともに、将来の事業環境を予測して経営の基本方針を定めていますが、これらを踏まえた事業経営を健全に維持していくためには、不足する財源を確保しなければならず、「下水道使用料の見直し」を検討する必要があるということで、経費回収率100%を目指すための使用料改定のシミュレーションを行っています。

(2) 前回の改定

蓮田市の下水道使用料は、平成27年に改定をしています。改定の検討時、市は当初「経費回収率(当時73%)100%」とすることを目指していましたが、「一気に大幅な改定をした場合、皆様のご理解をいただくことが難しいのではないかなどとの考えから、最終的に「経費回収率を80%」とする改定とし、改定幅を抑制した部分については、「社会情勢等を見極めながら引き続き検討していく」ということで、課題を持ち越す形となりました。

当時、本審議会が答申書と併せて提出した要望書では、「今後3年を目途に(再度)使用料の見直しを行うこと」を記していましたが、市はその後の社会情勢等を含む諸事情から、具体的な議論を進められないまま、そこから10年以上が経過しています。

(3) 財政上の課題解決へ向けた取り組み

答申書で示したとおり、市は蓮田市下水道事業経営戦略の実現に向けて、財政上の4つの課題を挙げていますが、これらの課題を解決していくためには以下の2つの取り組みが求められます。

1つ目は「使用料収入の確保」です。持続可能な公共下水道事業を運営できるように、使用料収入全体の底上げを行い、収支見込を改善させることを目指す必要があります。

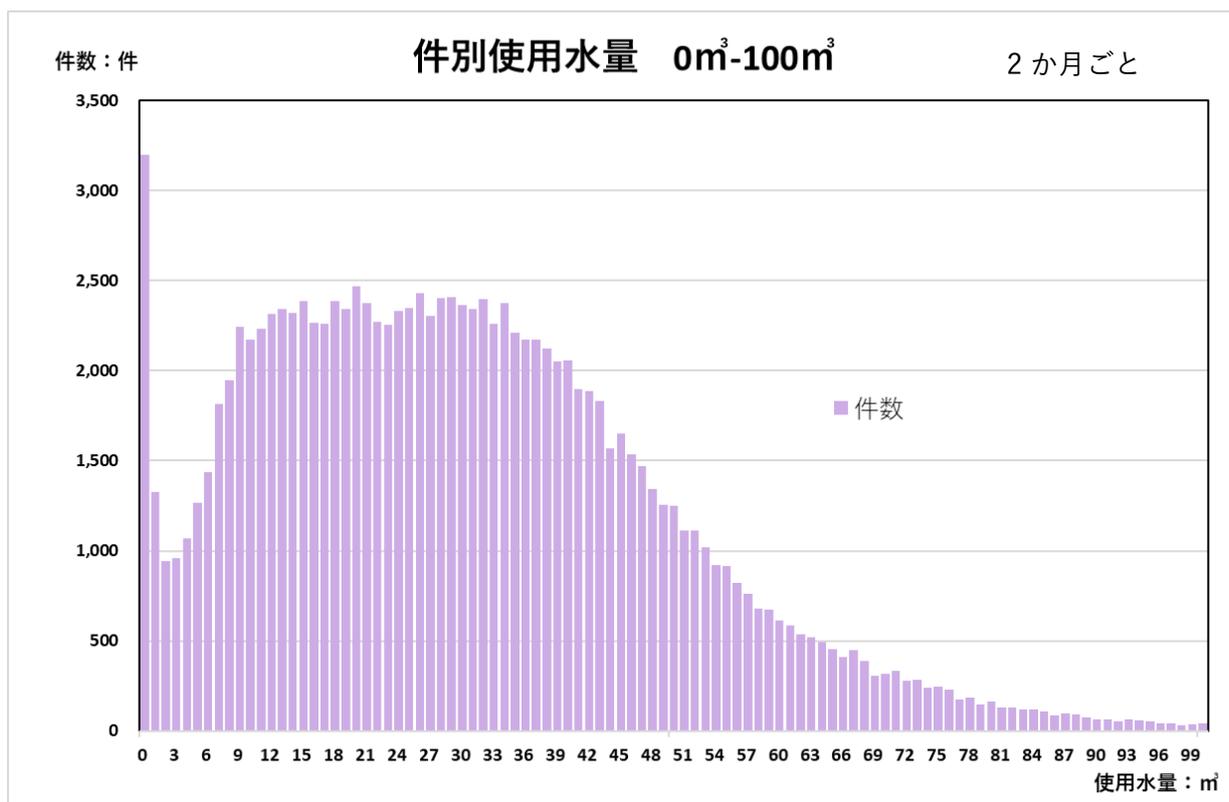
2つ目は「使用料体系の適正化」です。使用料収入を安定的に確保するためには、適切な使用料体系を構築することが求められます。社会情勢や使用者の生活環境等の変化に大きく左右されることなく、持続可能な公共下水道事業を運営していけるような使用料体系の構築が必要です。

3 現状の分析

本審議会では、市の示す以下のデータを分析し、検証しました。

(1) 蓮田市の下水道における件別使用水量の現状

2か月ごとの件別使用水量について、令和6年度の実績を集計したところ、全体のうち99%が0～100 m^3 までの間にあることが確認できました。

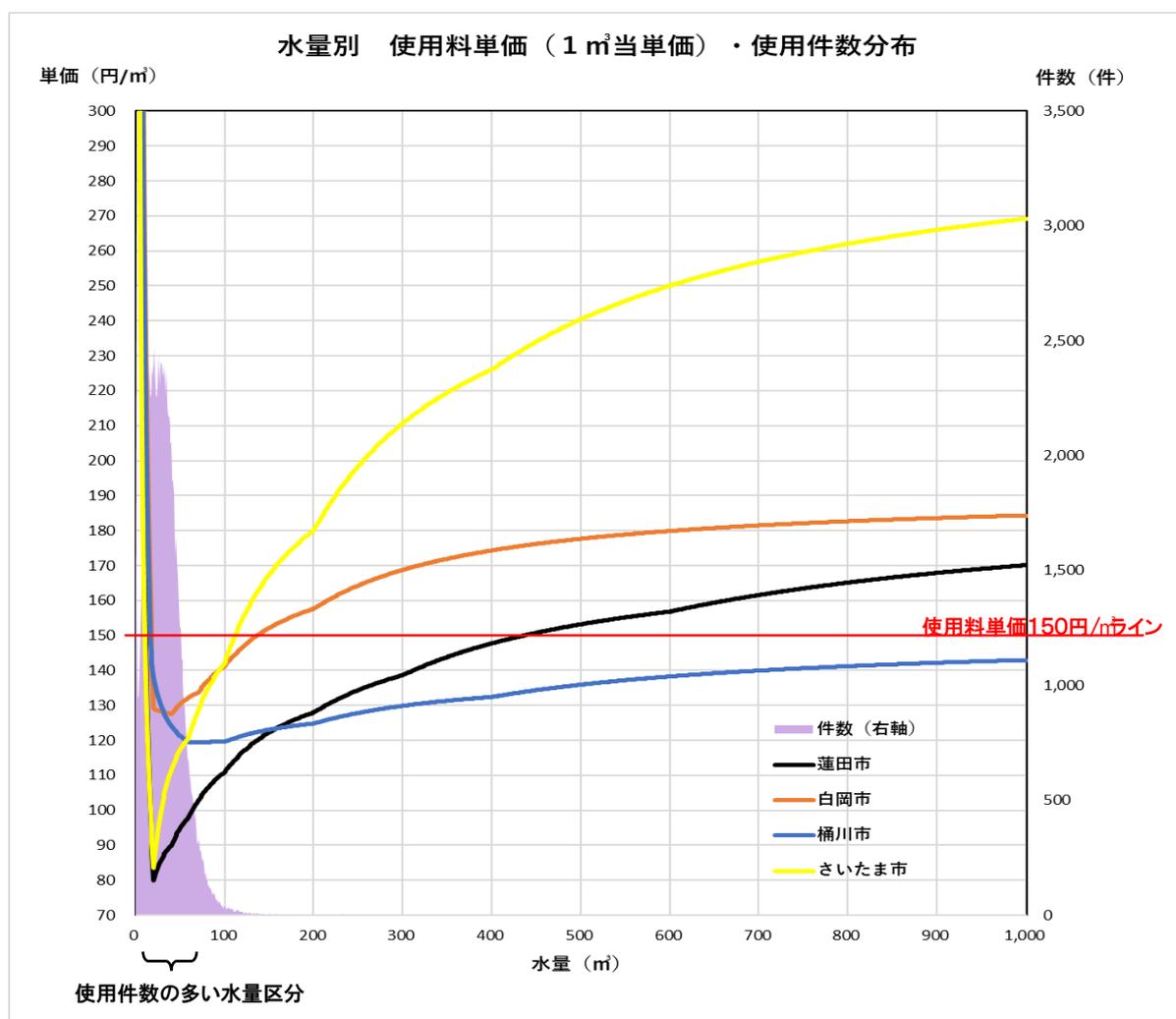


(2) 現行の使用料における水量別単価と収入の現状

一般的に使用料単価は使用水量によって変動するものですが、総務省はその平均値について少なくとも150円/m³を下回らないよう求めています。

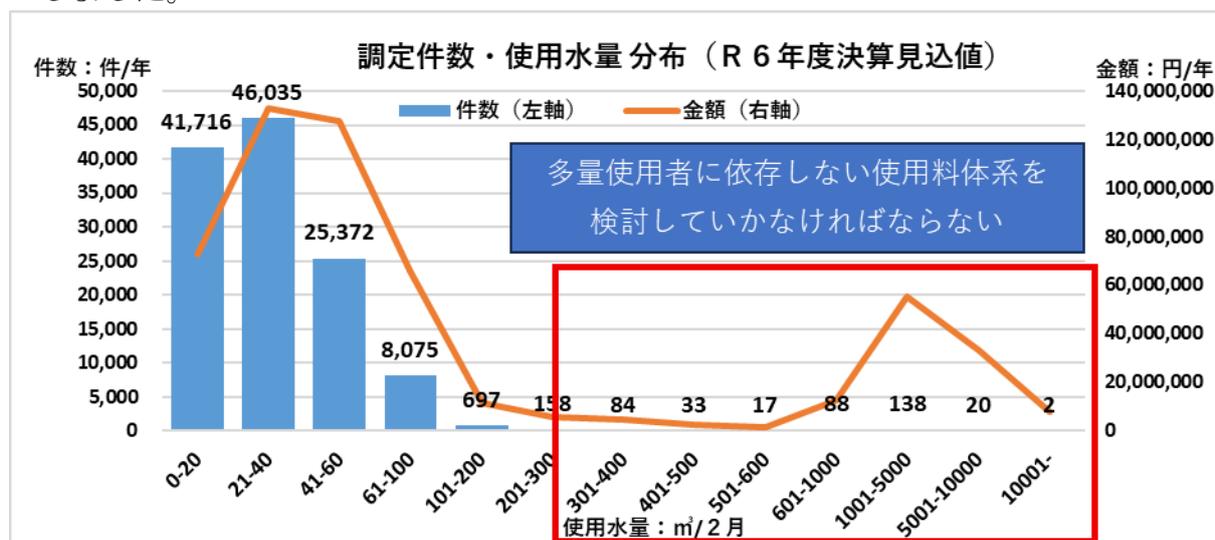
蓮田市の水量別使用料単価は、11m³から435m³までの広範囲で150円/m³を下回っており、このうち特に20m³あたりから60m³あたりの使用件数の多い区分で低い単価となっています。

この状況は、近隣市のデータと比較しても突出していることが確認できます。



下水道事業を安定的に経営していくためには、使用件数の多い水量区分の単価を上げて、安定した収入を確保することが重要と考えられます。

また、同じ令和6年度の実績から2か月ごとの件別使用水量と使用料収入を確認しました。



このグラフからは、ほとんどの件別使用水量が0 m³から100 m³に収まっているにも関わらず、一定の収入を一部の多量使用者に依存していることがわかります。

この状況は、一部の多量使用者の使用状況によって今後の下水道事業の経営に大きな影響を及ぼす可能性が見込まれ、安定した事業経営の観点からは不安要素となるものです。

4 新使用料体系の方向性

(1) 使用料改定の基本指針

答申書で示したとおり、現在 蓮田市下水道事業においては財政上の4つの課題があります。

- 課題1 埼玉県中川流域下水道維持管理負担金の改定に対応すること
- 課題2 費用負担の適正化（一般会計からの繰入金の適正化）
- 課題3 使用料単価の適正化
- 課題4 施設の更新及び適正な維持管理のための資金の確保

使用料改定はこれらの課題解消を目指すものとしていますが、改定案の作成に当たっては前項で確認した各データの分析結果を踏まえたものとして、以下の基本指針が示されました。

《基本指針》

- ① 蓮田市下水道事業経営戦略における、経営試算をベースに、令和17年度まで経費回収率100%が維持できることを目指すこととする。
- ② 法の原則にしたがって、一般会計からの繰入金の適正化を目指すこととする。
- ③ 安定的な事業収入が確保できる使用料体系を目指すこととする。
- ④ 基本水量等の設定は、少量使用者の負担感に配慮したものとする。

この基本指針は、事業の安定経営を維持するために必要な事項等を示しているものであり、妥当性のあるものと認められます。

(2) 費用の内訳とそれに対応する基本使用料の設定

下水道事業における費用及び使用料の内訳は以下のとおり分類できます。



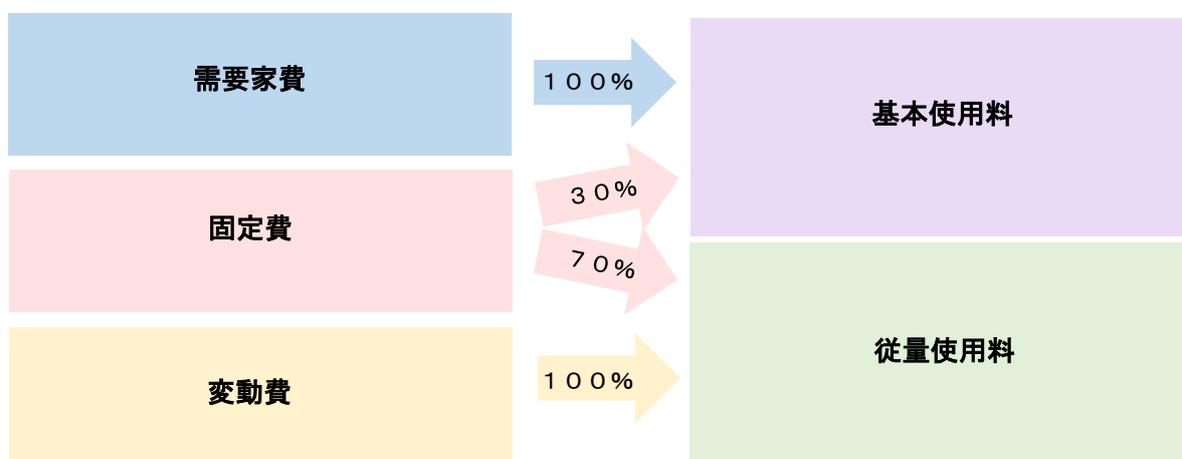
このうち、「需要家費」は使用料徴収にかかる経費など下水道使用件数に応じて変動する費用で、使用水量の多少に影響を受けないものです。

また、「固定費」は減価償却費や維持管理費などで、使用件数にも使用水量にも影響を受けないもので、「変動費」は逆に使用水量によって増減する経費です。

一方、使用料については、使用水量に関わらず定額で賦課される「基本使用料」と使用水量に応じて賦課される「従量使用料」に分類されます。

事業の安定経営のためには、使用水量の増減に関わらず発生する「需要家費」と「固定費」については、可能な限り「基本使用料」で確保するのが理想と考えられ、市は前述の基本指針に基づき、「需要家費」の全額と「固定費」の30%を「基本使用料」で、「変動費」の全額と「固定費」の70%を「従量使用料」で賄う案を示しました。

これは公益社団法人 日本下水道協会による「下水道使用料算定の基本的な考え方」に示された算定例にもあるもので、事業の安定経営を維持するためには妥当性のあるものと認められます。



5 使用料体系の検討と議論の経緯

各審議会における審議は、第1回、第2回と2度の勉強会を経て、使用料改定についての諮問が提出されたことで議論を進めてまいりました。

・第1回 下水道事業に関する勉強会

地方公営企業における下水道事業の性質について理解を深めるため、蓮田市下水道事業としての経営的側面から現状の把握と課題整理

・第2回 下水道事業に関する勉強会（2）

（1）下水道事業の経営改善について

蓮田市としてこれまで経営改善に向けて実施してきた各種取組みの確認

（2）下水道使用料について

下水道使用料の基本的な仕組み、現状の問題点等の確認

（3）下水道使用料の改定について（諮問）

第2回の「下水道使用料の改定について（諮問）」を受けて、第3回以降は、市の示す各改定案をベースに、委員による審議を行ってまいりました。

当初は使用料改定そのものに反対の意見もありましたが、審議の中で下水道事業を健全に維持していくためには一定程度の使用料改定はやむを得ないとの考え方で基本的な合意ができ、その後は最適な改定案の検討に向けて様々な観点から議論を重ねてまいりました。

審議の過程は次ページ以降に示すとおりです。

・第3回 下水道使用料改定案について

改定案作成における設定条件

- ・算定期間中（令和17年度まで）、経費回収率100%以上を確保し、一般会計からの基準外繰入金をなくすこと
- ・事業の安定性を維持するため、需要家費の全額及び固定費の3割以上を基本使用料で確保できるようにするとともに、使用料体系の逦増制を緩和する
- ・少量使用者間の負担の公平性を高めるために、2か月あたりの基本水量について、現行の20m³から減らす

※ 以下の議論における使用水量、使用料等は2か月ごとの数値を基本としています。

上記前提の上で、以下の4つのパターンを検討しました。

- | | | | | |
|---------|------|----------------------|-------|------|
| パターンA-① | 基本水量 | 10m ³ まで | 経費回収率 | 100% |
| パターンA-② | 基本水量 | 10m ³ まで | 経費回収率 | 105% |
| パターンB-① | 基本水量 | 0m ³ （なし） | 経費回収率 | 100% |
| パターンB-② | 基本水量 | 0m ³ （なし） | 経費回収率 | 105% |

パターンAは共に基本水量10m³

パターンBは共に基本水量なし

パターン①は共に経費回収率100%目標

パターン②は共に経費回収率105%目標

【パターンA-①】 基本水量 10 m³まで 経費回収率 100%

■使用料体系 (案)

(2か月あたり)

基本水量	10 m ³
基本使用料 (0m ³ ~10m ³)	1,900 円
11m ³ ~20m ³	70 円/m ³
21m ³ ~40m ³	125 円/m ³
41m ³ ~60m ³	190 円/m ³
61m ³ ~100m ³	210 円/m ³
101m ³ ~200m ³	220 円/m ³
201m ³ ~	250 円/m ³

■改定後使用料 (案)

使用水量	10 m ³	20 m ³	40 m ³	60 m ³	100 m ³	200 m ³	1,000 m ³	5,000 m ³	10,000 m ³
現状	1,600 円	1,600 円	3,600 円	5,900 円	11,100 円	25,600 円	170,100 円	990,100 円	2,015,100 円
改定後 (案)	1,900 円	2,600 円	5,100 円	8,900 円	17,300 円	39,300 円	239,300 円	1,239,300 円	2,489,300 円
改定率	18.8 %	62.5 %	41.7 %	50.8 %	55.9 %	53.5 %	40.7 %	25.2 %	23.5 %

【パターンA-②】 基本水量 10 m³まで 経費回収率 105%

■使用料体系 (案)

(2か月あたり)

基本水量	10 m ³
基本使用料 (0m ³ ~10m ³)	2,000 円
11m ³ ~20m ³	70 円/m ³
21m ³ ~40m ³	145 円/m ³
41m ³ ~60m ³	190 円/m ³
61m ³ ~100m ³	210 円/m ³
101m ³ ~200m ³	220 円/m ³
201m ³ ~	250 円/m ³

■改定後使用料 (案)

使用水量	10 m ³	20 m ³	40 m ³	60 m ³	100 m ³	200 m ³	1,000 m ³	5,000 m ³	10,000 m ³
現状	1,600 円	1,600 円	3,600 円	5,900 円	11,100 円	25,600 円	170,100 円	990,100 円	2,015,100 円
改定後 (案)	2,000 円	2,700 円	5,600 円	9,400 円	17,800 円	39,800 円	239,800 円	1,239,800 円	2,489,800 円
改定率	25.0 %	68.8 %	55.6 %	59.3 %	60.4 %	55.5 %	41.0 %	25.2 %	23.6 %

【パターンB-①】 基本水量 0 m³ (なし) 経費回収率 100%

■使用料体系 (案)

(2か月あたり)

基本水量	0 m ³
基本使用料 (0m ³)	1,300 円
1m ³ ~20m ³	65 円/m ³
21m ³ ~40m ³	125 円/m ³
41m ³ ~60m ³	190 円/m ³
61m ³ ~100m ³	210 円/m ³
101m ³ ~200m ³	220 円/m ³
201m ³ ~	260 円/m ³

■改定後使用料 (案)

使用水量	10 m ³	20 m ³	40 m ³	60 m ³	100 m ³	200 m ³	1,000 m ³	5,000 m ³	10,000 m ³
現状	1,600 円	1,600 円	3,600 円	5,900 円	11,100 円	25,600 円	170,100 円	990,100 円	2,015,100 円
改定後 (案)	1,950 円	2,600 円	5,100 円	8,900 円	17,300 円	39,300 円	247,300 円	1,287,300 円	2,587,300 円
改定率	21.9 %	62.5 %	41.7 %	50.8 %	55.9 %	53.5 %	45.4 %	30.0 %	28.4 %

【パターンB-②】 基本水量 0 m³ (なし) 経費回収率 105%

■使用料体系 (案)

(2か月あたり)

基本水量	0 m ³
基本使用料 (0m ³)	1,400 円
1m ³ ~20m ³	65 円/m ³
21m ³ ~40m ³	145 円/m ³
41m ³ ~60m ³	190 円/m ³
61m ³ ~100m ³	210 円/m ³
101m ³ ~200m ³	220 円/m ³
201m ³ ~	260 円/m ³

■改定後使用料 (案)

使用水量	10 m ³	20 m ³	40 m ³	60 m ³	100 m ³	200 m ³	1,000 m ³	5,000 m ³	10,000 m ³
現状	1,600 円	1,600 円	3,600 円	5,900 円	11,100 円	25,600 円	170,100 円	990,100 円	2,015,100 円
改定後 (案)	2,050 円	2,700 円	5,600 円	9,400 円	17,800 円	39,800 円	247,800 円	1,287,800 円	2,587,800 円
改定率	28.1 %	68.8 %	55.6 %	59.3 %	60.4 %	55.5 %	45.7 %	30.1 %	28.4 %

基本水量あり（パターンA）/なし（パターンB）の比較は以下のとおりです。

	長所	短所
パターンA 基本水量 10 m ³	<ul style="list-style-type: none"> 固定費変動費を賄うのに適した体系 安定的な収入の確保につながる 	<ul style="list-style-type: none"> 少量使用者の改定率が高くなる 基本水量内で1 m³あたりの単価に大きな差が生じ、公平性に欠ける
パターンB 基本水量 0 m ³ (なし)	<ul style="list-style-type: none"> 少量使用者に最大限配慮した体系 1 m³から従量料金が発生するため、公平性がある 	<ul style="list-style-type: none"> パターンAと比べ、安定的な収入の確保が落ちる パターンAより最低単価と最高単価の差が大きくなる

経費回収率100%（パターン①）/105%（パターン②）の比較は以下のとおりです。

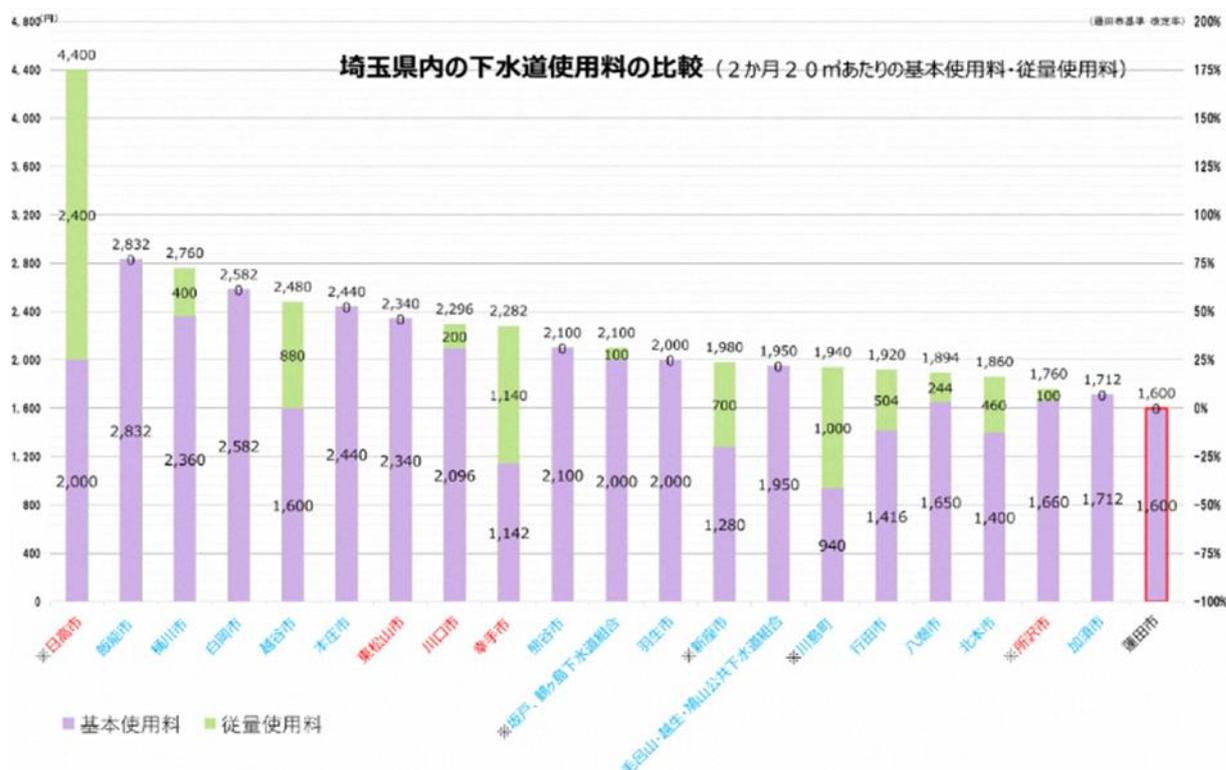
	長所	短所
パターン① 経費回収率 100%	<ul style="list-style-type: none"> パターン②と比べ少量使用者への負担が低い パターン②と比べ、改定率が低く使用者への負担も下がること 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な使用料の見直しが必要 今後の更新に必要な資金の確保が進まないため、パターン②と比べ安心・安全・安定的な下水道サービスの低下の恐れ
パターン② 経費回収率 105%	<ul style="list-style-type: none"> 経費回収率100%以上を達成でき、健全な経営状態を維持できること 今後の更新に必要な資金の確保ができるため、安心・安全・安定的な下水道サービスの寄与につながる 	<ul style="list-style-type: none"> 改定率が大きく、使用者負担が大きい 少量使用者への負担も高い

〈各委員からの主な意見のまとめ〉

- 経費回収率については、使用者負担の抑制の観点から、105%の目標値は過大ではないか。
- 基本水量の設定については10 m³、0 m³、それぞれ支持する意見があったものの、事業の安定性に軸を置けば10 m³が望ましいのではないか。
- これらを踏まえて検討すれば、考え方としては「パターンA-①」が妥当となるが、各水量別の改定率のうち20 m³の場合の率が高すぎる。安定収入確保の目的は理解するが、全体のバランスに配慮した再調整が必要である。
- 少量使用者の使用料の妥当性については、他市町の使用料との比較をした上で改めて判断したい。

・第5回 下水道使用料改定案について

前回の審議で要望のあった埼玉県内（使用料改定済または改定予定の）他市町の使用料水準データを確認しました。



【備考】

- ・令和7年8月末時点で判明済のもの。
- ・青字は改定済、赤字は改定予定。
- ・今後使用料改定が2段階で行う団体は、最終の改定内容を反映。
- ・＊印は基本水量制を採用していない団体。

使用水量20m³で比較したところ、基本水量、基本使用料の設定は様々であるものの、多くの市町の使用料が蓮田市より高く設定されていることが確認されました。

これらのことを含めて検討すれば、改定案における20m³の改定率がある程度高くなるのはやむを得ないものと考えられます。

前回の審議結果を踏まえて、前回の【パターンA-①】をベースに策定条件を以下のとおり修正した改定案を改めて比較検討しました。

- ・算定期間中（令和17年度まで）、経費回収率100%を維持し、一般会計からの基準外繰入金をなくすこと
- ・事業の安定性を維持するため、需要家費の全額 及び 固定費の3割以上 を基本使用料で確保できるようにするとともに、使用料体系の逦増制を緩和する
- ・少量使用者間の負担の公平性を高めるために、2か月あたりの基本水量については、現行の20m³から10m³へ変更する
- ・前回の【パターンA-①】から使用水量20m³の場合の改定率を抑制したものとする



使用水量20m³の改定率抑制については、以下の3つのパターンで案を作成



- | | |
|---------|---|
| パターン（1） | 21～60m ³ のランクに負担を配賦 |
| パターン（2） | 21～200m ³ のランクに負担を配賦 |
| パターン（3） | 基本使用料を100円上げて21～40m ³ に負担を配賦 |

【パターン（１）】 21～60 m³のランクに負担を配賦

■使用料体系（案）

（2か月あたり）

基本水量	10 m ³
基本使用料（0m ³ ～10m ³ ）	1,900 円
11m ³ ～20m ³	50 円/m ³
21m ³ ～40m ³	140 円/m ³
41m ³ ～60m ³	200 円/m ³
61m ³ ～100m ³	210 円/m ³
101m ³ ～200m ³	220 円/m ³
201m ³ ～	250 円/m ³

■改定後使用料（案）

使用水量	10 m ³	20 m ³	40 m ³	60 m ³	100 m ³	200 m ³	1,000 m ³	5,000 m ³	10,000 m ³
現状	1,600 円	1,600 円	3,600 円	5,900 円	11,100 円	25,600 円	170,100 円	990,100 円	2,015,100 円
改定後（案）	1,900 円	2,400 円	5,200 円	9,200 円	17,600 円	39,600 円	239,600 円	1,239,600 円	2,489,600 円
改定率	18.8 %	50.0 %	44.4 %	55.9 %	58.6 %	54.7 %	40.9 %	25.2 %	23.5 %

【パターン（２）】 21～100 m³のランクに負担を配賦

■使用料体系（案）

（2か月あたり）

基本水量	10 m ³
基本使用料（0m ³ ～10m ³ ）	1,900 円
11m ³ ～20m ³	50 円/m ³
21m ³ ～40m ³	140 円/m ³
41m ³ ～60m ³	195 円/m ³
61m ³ ～100m ³	210 円/m ³
101m ³ ～200m ³	225 円/m ³
201m ³ ～	250 円/m ³

■改定後使用料（案）

使用水量	10 m ³	20 m ³	40 m ³	60 m ³	100 m ³	200 m ³	1,000 m ³	5,000 m ³	10,000 m ³
現状	1,600 円	1,600 円	3,600 円	5,900 円	11,100 円	25,600 円	170,100 円	990,100 円	2,015,100 円
改定後（案）	1,900 円	2,400 円	5,200 円	9,100 円	17,500 円	40,000 円	240,000 円	1,240,000 円	2,490,000 円
改定率	18.8 %	50.0 %	44.4 %	54.2 %	57.7 %	56.3 %	41.1 %	25.2 %	23.6 %

【パターン(3)】基本料金を100円上げて、21～40 m³のランクに負担を配賦

■使用料体系(案)

(2か月あたり)

基本水量	10 m ³
基本使用料 (0m ³ ～10m ³)	2,000 円
11m ³ ～20m ³	40 円/m ³
21m ³ ～40m ³	140 円/m ³
41m ³ ～60m ³	190 円/m ³
61m ³ ～100m ³	210 円/m ³
101m ³ ～200m ³	220 円/m ³
201m ³ ～	250 円/m ³

■改定後使用料(案)

使用水量	10 m ³	20 m ³	40 m ³	60 m ³	100 m ³	200 m ³	1,000 m ³	5,000 m ³	10,000 m ³
現状	1,600 円	1,600 円	3,600 円	5,900 円	11,100 円	25,600 円	170,100 円	990,100 円	2,015,100 円
改定後(案)	2,000 円	2,400 円	5,200 円	9,000 円	17,400 円	39,400 円	239,400 円	1,239,400 円	2,489,400 円
改定率	25.0 %	50.0 %	44.4 %	52.5 %	56.8 %	53.9 %	40.7 %	25.2 %	23.5 %

改定案	特徴
パターン（１）	<ul style="list-style-type: none"> ● 20 m³の改定率がA-①より低く抑えられている （20 m³の使用料はA-①より200円安くなる） A-①より40 m³の改定率が高くなる （40 m³の使用料はA-①より100円高くなる）
パターン（２）	<ul style="list-style-type: none"> ● 20 m³の改定率がA-①より低く抑えられている※（１）に同じ ● （１）より41 m³～60 m³の負担を軽減した体系 ● A-①より大口使用者の負担が大きくなる （200 m³の使用料は(1)より400円高くなる）
パターン（３）	<ul style="list-style-type: none"> ● 20 m³の改定率がA-①より低く抑えられている※（１）に同じ ● 基本料金の収入の増加から、経営の安定性が増す ● A-①より基本料金が高くなる （10 m³、40 m³の使用料はA-①より100円高くなる）

〈各委員からの主な意見のまとめ〉

- 少量使用者（20 m³）の改定幅が50％に収まっているので、いずれの案についても概ね問題ない。
- 特に、パターン（２）とパターン（３）では支持する意見が拮抗したが、事業の安定性のために基本料金を確保する重要性や少量使用者の具体的な金額・負担感などの議論の結果、パターン（３）を採用とすることで意見がまとまった。

・第6回 下水道使用料改定案について

第6回の審議会では、検討の結果 パターン（3）を支持することとなりましたが、パターン（3）においてもまだ、100m³を超えるところでは改定率が50%を超えてしまうこととなっていました。

これは、当初目指していた「逡増制の緩和」という部分において、使用料体系の適正化という目標の実現とは言い難いのではないかとの考えから、再度データの精査、調整をした以下の修正案が改めて示されました。

【パターン（3）－2】

■使用料体系（案）

(2か月あたり)

基本水量	10 m ³
基本使用料 (0m ³ ~10m ³)	2,000 円
11m ³ ~20m ³	40 円/m ³
21m ³ ~40m ³	140 円/m ³
41m ³ ~60m ³	170 円/m ³
61m ³ ~100m ³	190 円/m ³
101m ³ ~200m ³	200 円/m ³
201m ³ ~	210 円/m ³

■改定後使用料（案）

使用水量	10 m ³	20 m ³	40 m ³	60 m ³	100 m ³	200 m ³	1,000 m ³	5,000 m ³	10,000 m ³
現状	1,600 円	1,600 円	3,600 円	5,900 円	11,100 円	25,600 円	170,100 円	990,100 円	2,015,100 円
改定後（案）	2,000 円	2,400 円	5,200 円	8,600 円	16,200 円	36,200 円	204,200 円	1,044,200 円	2,094,200 円
改定率	25.0 %	50.0 %	44.4 %	45.8 %	45.9 %	41.4 %	20.0 %	5.5 %	3.9 %

上記改定案について再度検討したところ、前回案に比較して本案では各使用水量における改定率がいずれも50%を超えることがないよう修正されており、逡増制の緩和が図られていることが確認できましたので、本案を妥当と認め、本審議会の答申に示すものとしたしました。

6 改定時期

経営等の諸課題の解消のためには、使用料改定を早急に行う必要があると思われ
ますが、市民生活及び事業活動への影響を考えれば、十分な周知期間を確保しな
ければなりません。

これらのことから、改定実施時期は「令和9年4月1日」が妥当と考えます。

7 付帯意見

これまでに確認してきたとおり、本審議会としては使用料の改定はやむを得ない
ものと考えますが、実施に際しては下水道事業の現状も含めて市民の皆様のご理解
を得ることが重要です。

これらのことから、本審議会の答申には以下の意見を付すものいたします。

- ① 下水道使用料の改定は12年ぶりであり、市民生活や事業活動への影響は大
きいと考えられるため、使用料改定を行う際には、公共下水道の現状や改定の
必要性について市民、事業者に丁寧に説明や周知を行うこと。
- ② 広報紙やホームページ等により、十分な情報提供に努めること。
- ③ 大地震等の自然災害や施設の老朽化などへの対策の重要性が増していること
を踏まえ、施設の更新や耐震化などを適切に実施すること。
- ④ 将来にわたって安心・安全・安定的な下水道サービスを提供するため、引き
続き効率的な事業運営に努めること。
- ⑤ 下水道使用料は5年を目安に定期的に検証を行い、その際には社会経済情勢
の変化を的確に把握すること。なお、見直しをする際は世代間負担の公平性にも
配慮すること。

8 結びに

下水道使用料の改定に係る答申については、公共下水道事業を取り巻く環境を確
認し、使用料改定の必要性、使用料体系のあり方などについて慎重に検討を行っ
たうえで、第6回で示されたパターン(3)を支持することとしました。

改定案を決めるに当たっては、当初は改定そのものに反対する意見もあり、その
後も公共下水道事業の経営の安定化を図るために必要な改定幅、改定による使用者
への影響、少量使用者へ求める負担の程度など、様々な観点から意見が出されまし
た。

そのような中で、最終的に本審議会が支持した案では経費回収率100%の目標
を達成しつつ、少量使用者に一定程度配慮がなされ、多量使用者に収入を過度に依
存しないものとなっています。

しかしながら、下水道事業を取り巻く環境は日々変化しており、今後も想定して
いないような事態が生じることも考えられます。

引き続き経営改善の努力を継続するとともに、状況の変化にも適切に対応してい
ただき、安心・安全な下水道サービスが安定的に提供されることを期待します。